

## 第1回 稲城市住所整理地区市民検討会（坂浜地区）

実施日：令和元年9月11日（水） 19時～

会場：小田良土地区画整理組合事務所

参加数：委員14名（欠席1名）、事務局3名（久家部長、黒田課長、山口主事）

---

【質】：小田良土地区画整理事業区域に新たに転入してくる住民の住所はどうなるのか。

【答】：住所整理実施までの間は、暫定の地番を使用してもらいます。「○番地○街区○号」という標記になります。

【意】：坂浜の地番は三沢川を中心に北と南に分かれて付番されている。

【意】：道路の位置は変わっていくが、河川の位置は変わらないと認識している。

【答】：道路や河川は原則変わらない恒久的な施設と位置付けているが、三沢川や鶴川街道は、都市計画道路として新しい線形が計画されている。

【意】：小田良地区は、若い世代のためにも、長峰や若葉台のように新しい町名を付けてはいかがか。

【意】：坂浜という町名は残したい。

【意】：南山のように三つの大字が混在しているような区域では新しい町名にして、市をアピールした方がよい。

【意】：上谷戸を若葉台に編入したときは相当もめた。

【答】：具体的な町名については、今後の検討会で検討していきますが、基本的には、坂浜○丁目とするように基本方針で定めております。分割した区域のそれぞれに小田良や於部屋のような新しい町名を付けた場合、かえってわかりづらくなる可能性があります。

【質】：部分的に住所整理を実施するということですが、坂浜全域を一斉にやらないとおかしいのではないかと。

【答】：計画道路や計画河川が未完成であることから、住所整理がすぐにできる区域とそうでない区域があります。そのため、一斉ではなく順次住所整理を実施することを考えています。

【質】：坂浜の中で住居表示と地番整理が混在するという事はあるのですか。

【答】：区画整理などがされていれば、地番整理だけで進められますが、一つの地番に複数の住宅が存在しており住居表示でないと整理できない箇所も存在しますので、丁目単位で手法を検討することを考えています。町田市ではこのような方法で住所整理をしています。

**【質】**：区画整理されているところ以外の区域で地番整理はできるのか。

**【答】**：区画整理されていないところでも、技術的には地番整理も可能です。また、町名だけを設定するということもできます。例を挙げると、上谷戸は区画整理されていない箇所ですが、若葉台として町名地番整理されています。

**【意】**：坂浜と百村の現状の大字界は変更したくない。

**【意】**：若葉台付近の飛び地は、坂浜から外してよい。若葉台に編入するのがよいだろう。

**【答】**：以前、大字界は道路や河川等で設定されていないと東京都に認可してもらえませんでした。しかし、現在は市に権限移譲されていて、住民の意見を聞きながら柔軟に設定することができるようになりました。詳細については、今後の検討会で検討していきたいと考えています。

**【質】**：一つの町の大きさの基準はあるのか。

**【答】**：「稲城市住所整理実施要領」の中に20～40haと定めてあります。

**【質】**：費用は全て市が負担してくれるのか。

**【答】**：基本的に個人負担はありませんが、事業所でかかる費用はご負担をお願いします。

**【質】**：イメージ図では、小田良を二分割にしたイメージだが、一つではダメなのか。

**【答】**：イメージ図の中では、新しい都市計画道路ができるので、そこで分割しています。もちろんひとつの町でも問題ありませんので、今後の検討会で検討していきたいと考えています。

**【質】**：市では示したスケジュールの中で、どのような進め方を想定しているのか。

**【答】**：まず、令和2年度末の小田良土地区画整理事業の換地処分に併せて、小田良周辺の住所整理を実施することを想定しています。それ以外の坂浜地区については、都市基盤整備の状況や、機運が高まった段階で順次住所整理を実施することを考えています。